

第1編 総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 計画の目的

これまで、国や自治体が行う危機管理の主たる対象は自然災害であった。しかし、今日、わが国を取り巻く安全保障環境において、弾道ミサイルによる被害や大量破壊兵器、国際テロ組織等の活動を含む、新たな脅威への対応が差し迫った課題となっている。

このような状況の中、平成16年9月の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の施行により、国、県、市町村は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び経済に与える影響を最小限とするため、国民保護措置の実施推進体制の整備が求められることとなった。

村国民保護計画は国民保護法及び基本指針並びに県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、村の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他必要な事項を定めるものとする。

(2) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、村の国民の保護に関する計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

(4) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項】

- 1 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

資料編	・ 山中湖村国民保護協議会条例	P 112
	・ 山中湖村国民保護協議会委員名簿	P 95

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、消防本部、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

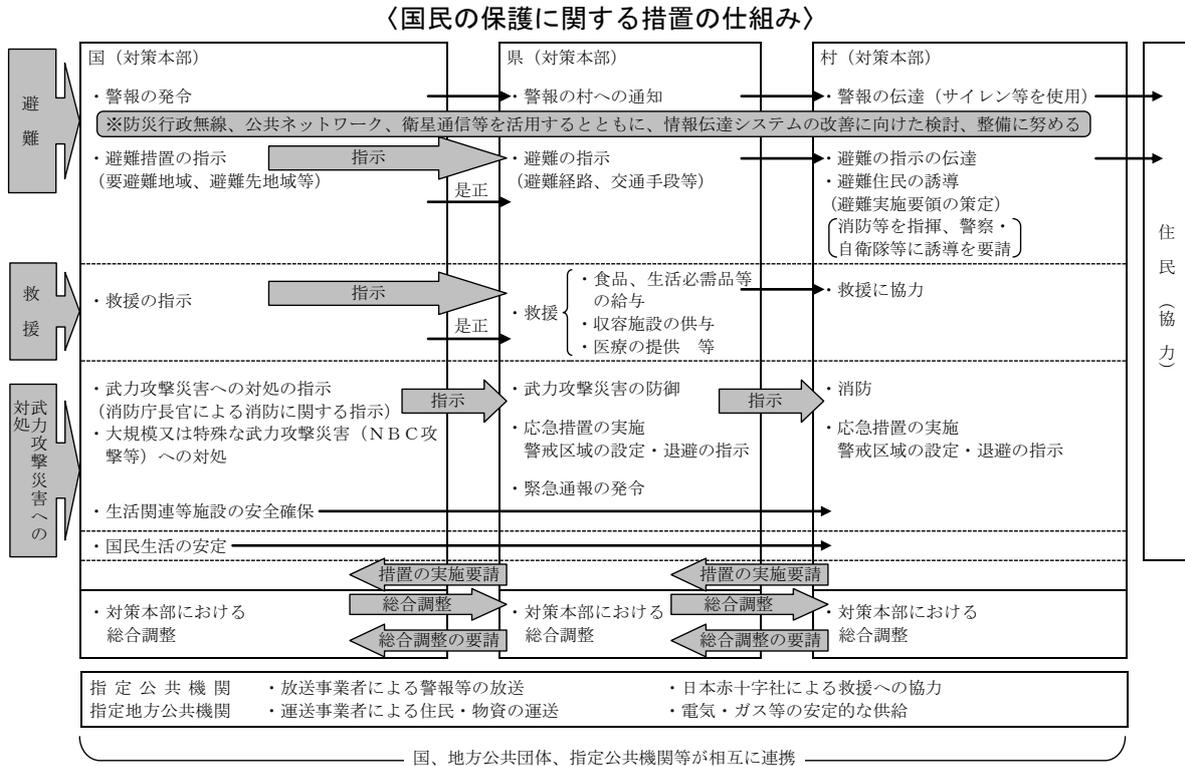
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 村の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



1 村の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
山中湖村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置及び地形

(1) 位置

本村は、富士北麓の東部に位置し、東は明神山を境に、南は三国山、籠坂峠を境に静岡県に、北から西にかけては、道志村、忍野村、富士吉田市と隣接している。

地理的位置は本村役場で次のとおりである。

北緯 35° 24′ 26″ 東経 138° 51′ 51″

(2) 地形及び面積

東西の長さ 9,300m 南北の長さ 6,500m

面積 52.81km² (山梨県全面積の1.17%)

標高 982m、山中湖面積6.67km²、湖岸線13.5km

2 山中湖の地勢

湖面の標高は980.5m、富士五湖中最も高く、日本で3番目に高い。水深は富士五湖中最も浅い。面積は富士五湖中最大である。

名称	所属地別	湖岸 (km)	面積 (km ²)	水深 (m)	標高 (m)
山中湖	南都留郡山中湖村	14.0	6.78	13.3	980.5

(山梨県統計年鑑 平成15年)

3 気候

気候は変化に富み、寒暖の差が激しい高原特有の特徴を示している。気温は最低気温零下15.0℃、最高気温31.6℃で、盛夏の最高気温の平均は24.6℃である。一方、降水量は、8月、11月に多く、2月、12月に極端に少ない。

(1) 月平均気温

(単位：℃)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
-3.3	-1.3	0.8	8.8	12.0	16.7	17.8	20.1	17.5	9.8	8.0	0.7	9.0

(2) 最高気温の月平均値

(単位：℃)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2.6	4.1	6.5	14.9	17.1	21.5	21.8	24.6	22.8	15.7	12.9	6.8	14.3

(3) 最低気温の月平均値

(単位：℃)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
-9.8	-6.4	-4.9	2.7	7.0	12.4	15.2	16.2	13.0	4.4	3.4	-5.1	4.0

(4) 最高気温の極 (単位：℃)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年極値
9.2	12.9	15.7	25.9	23.0	28.5	27.9	31.6	30.4	25.0	20.8	14.6	31.6 (8月24日)

(5) 最低気温の極 (単位：℃)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年極値
-15.0	-13.2	-13.6	-6.0	0.8	5.0	13.3	13.4	3.7	-1.5	-3.5	-10.0	-15.0 (1月30日)

(6) 降水量 (単位：mm)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
176	40	241	174	244	139	194	464	247	213	356	53	2,541

(注) (1)月平均気温は日平均気温の月平均、(2)最高気温の月平均値は日最高気温の月平均、(3)最低気温の月平均値は日最低気温の月平均、(4)最高気温の極は日最高気温の月又は年の最高、(5)最低気温の極は日最低気温の月又は年の最低

資料 甲府地方気象台 (山梨県統計年鑑 平成15年)

4 人口分布

本村の人口は、着実に増加傾向にあり、この25年間で約1.2倍になっている。また、高齢者（65歳以上人口）の占める割合も年々高くなっており、山梨県平均、全国平均と比べるとその比率は低いものの、昭和60年から平成12年の15年間で約1.8倍に増加している。

一方、1世帯当たりの人数は年々減少しており、核家族化の進行とともに、高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、災害時における対策の早急な整備が必要とされている。

年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人数 (人)	老年人口			
				人口 (人)	割合 (%)	山梨県 (%)	全国割合 (%)
昭和55年	4,637	1,188	3.90	—	—	—	—
昭和60年	4,904	1,266	3.87	453	9.2	12.9	10.3
平成2年	5,040	1,323	3.81	533	10.5	14.8	12.0
平成7年	5,296	1,542	3.43	674	12.7	17.1	14.5
平成12年	5,274	1,542	3.42	842	16.0	20.5	17.5
平成17年	5,438	1,688	3.22	—	—	—	—

資料：国勢調査

5 道路の位置等

本村の幹線的な道路は、次のとおりである。

(1) 高速自動車国道

路 線 名	起 終 点	村内延長 (km)
東富士五湖道路	富士吉田市境～富士吉田市境	5.500

(2) 一般国道

路 線 名	起 終 点	村内延長 (km)
国道138号 (旧鎌倉往還)	富士吉田市境～静岡県境	11.601
国道413号 (道志みち)	富士吉田市境～道志村境	7.943

6 バス便の状況

富士急富士吉田駅まで25分、J R 御殿場線御殿場駅まで40分で、富士急行の路線バスが連絡している。また、山中湖 I C から中央高速バスが利用できる。

7 自衛隊施設等

自衛隊施設については、南都留郡忍野村に陸上自衛隊北富士駐屯地があり、陸上自衛隊第 1 特科隊が配置されている。北富士駐屯地は、本村から直線距離でわずか約5.5kmの地点に位置する。

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型を対象として想定し、県国民保護計画では、県の現状を考慮し、想定される事態の順位を次のようにしている。

- ① 弾道ミサイル攻撃
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 航空攻撃
- ④ 着上陸侵攻

〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特 徴	留 意 点
① 弾道ミサイル攻撃	<p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。</p> <p>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。</p> <p>○少人数のグループにより使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダー</p>	<p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>

	ティ・ボム」という。)が使用される場合がある。	
③航空攻撃	<p>○弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>
④着上陸侵攻	<p>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。</p>	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>

2 緊急対処事態

村国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

分類	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	<p>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>② ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。</p>
	<p>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。</p>
攻	<p>① 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布</p> <p>② 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>③ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p>	<p>① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。</p> <p>② 生物剤(毒素を含む)は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発</p>

撃手段による分類		④ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<p>症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>② 弾道ミサイル等の飛来</p>	<p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>